

農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見書・調査書

(農業委員会権限又は知事権限 (4ha 超) に係る許可申請の場合の調査書)

大槌町農業委員会会長 佐々木重吾



作成年月日 令和元年 12 月 23 日

| | | | | |
|-----------|---|---|----------------|--|
| 1 | 当事者の氏名 | 申請者 | [REDACTED] | |
| 2 | 申請処理の経過 | 受 付 | 令和元年 12 月 4 日 | 意見・可否決定 令和元年 12 月 23 日 |
| 3 | (1) 用途 | 1 農業用施設用地 | 6 公園、広場等用地 | 7 道路、水路等用地 8 植林用地 9 上記以外の建物用地 10 上記以外の施設用地 |
| | | 2 農家住宅用地 3 一般個人住宅用地 4 工鉦業用地 5 学校用地 | | |
| | (2) 工事計画 | 着工予定 年 月 | 完成予定 年 月 | 一時転用 永久転用 |
| 4 | 農地転用許可基準からみた意見と理由 | 意 見 | 意 見 決 定 の 理 由 | |
| | (1) 農地の区分 | 農用区域内 甲種農地 第 2 種農地 | 適 当 不相当 | 許可基準に定める農地の区分の該当事項 運用通知第 2 の 1 の (1) のカのア 該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の農地の市街地化の状況を記載すること) 大槌町役場から北北東約 4.3 km の位置にあり、町道・山林に囲まれた小集団 (1 ha 未満) の農地 (震災後は現状雑種地等) 農用地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない |
| | (2) 転用目的 | | | 適 当 不相当 |
| | (3) 目的実現の 確実性(資力及び信用、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についても記載すること。) | 確 実 | 不確実 | 養殖のための作業場および漁具等の資材置き場として現状のまま使用することとしているため確実性あり。 |
| | (4) 宅地造成の場合はその妥当性 | 適 当 | 不相当 | 該当なし |
| | (5) 計画面積 | 適 当 | 不相当 | 事業計画・利用図から必要最小限の面積である。 |
| | (6) 位置 | 適 当 | 不相当 | なだらかな傾斜となっているが、土砂の流出を防ぐため土側溝を整備している。 |
| | (7) 用排水 | 適 当 | 不相当 | 町道の両側に側溝、および隣接する農地 (現状雑種地等) に土側溝があり |
| | (8) 被害防除 | 適 当 | 不相当 | 転用に伴う土砂の流出については、下流側の境界に土側溝を設け、隣接する農地への被害の防止を図っている。 |
| | (9) 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保 | 適 当 | 不相当 | ※農地利用集積計画 ※大槌町農業振興計画に基づく農振地域外農地 |
| (10) 一時転用 | 適 当 | 不相当 | 該当なし | |

| | | | | | | | |
|--------------------|--|------------------------------------|----------|----------------------|---------------------|--------|----------------|
| | (11) 転用候補地内の道路・水路の取扱 | 適当 | 不适当 | 当該地については町道に面している。 | | | |
| | (12) 土地改良事業関係 | 適当 | 不适当 | 事業施行者 | 施行面積 m ² | 事業の種類 | 施行時期 |
| | | | | 大槌町 | 不明 | 土地改良事業 | S38. 11. 23 完了 |
| | (13) 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政との協議の進捗状況 | 終了 | 未了 | | | | |
| 5 他法令関連事項 | (1) 農地法関連 手続 | 法第18条 | | 合意解約 | 法第18条第6項通知書受領済 | | 当事者協議中 |
| | その他 | | | 未受付 | 検討中 | 送付済 | |
| | (2) 都市計画法との関連 | 計画区域内 | | 計画区域外（告示 昭和52年7月14日） | | | |
| | 都市計画法第8条の 地域地区の決定 | 地域地区の種類 | 特定用途制限地域 | | | | |
| | | 決定なし | | | | | |
| (3) 農業振興地域整備計画との関連 | 農業振興地域決定の有無 | | 振興地域内 | 振興地域外（告示 昭和49年6月29日） | | | |
| | 農用地区域決定の有無 | | 農用地区域内 | 農用地区域外 決定 昭和49年6月29日 | | | |
| (4) 工場立地との関連 | 対象団地名 | | | | | 調査時期 | |
| (5) 他法令による許認可との関連 | | | | | | | |
| 6 総合意見 | | 許可 | 一部許可 | 条件付き許可 | 不許可 | 却下 | |
| | (1) 可否・意見 | 農業委員会ネットワーク機構の意見書 : 有[意見内容] 無 | | | | | |
| | (2) 条件の内容 | | | | | | |